

## 練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱新旧対照表

改正前			改正後		
第1条	} 省略		第1条	} 同左	
第10条			第10条		
付 則 省略			付 則 同左 付 則 (平成26年9月5日26練教教指第1652号) この要綱は、平成26年10月1日から施行する。		
			別表(第3条関係)		
委員長	教育委員会教育長		委員長	教育委員会教育長	
副委員長	学識経験者	1名	副委員長	学識経験者	1名
委員	小中学校校長会	小学校1名、中学校1名	委員	小中学校校長会	小学校1名、中学校1名
委員	幼稚園長会	1名	委員	幼稚園長会	1名
委員	学校生活指導担当教職員	小学校1名、中学校1名	委員	学校生活指導担当教職員	小学校1名、中学校1名
委員	総合教育センター 心理教育相談員	1名	委員	臨床心理に識見を有する者	1名
委員	小中学校PTA連合会が推薦する者	2名	委員	小中学校PTA連合会が推薦する者	2名
委員	教育振興部長		委員	教育振興部長	
委員	こども家庭部長		委員	こども家庭部長	
委員	教育総務課長		委員	教育総務課長	
			委員	教育指導課長	

委員	教育指導課長	
委員	その他、委員長 が必要と認める者	

員		
委員	学校教育支援 センター所長	
委員	その他、委員長 が必要と認める者	